

岩手県監査委員告示第16号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局総務部
（2） 監査実施日
ア 予備監査実施日 令和6年5月30日
イ 本監査実施日 令和6年7月25日
（3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の契約に当たり、契約書を作成していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	課内会議において予備監査における指導事項等を議題とし認識を共有した。 また、建設工事施行調書の欄外に「工事請負は、契約金額に関わらず契約書の作成が必要（建設業法第19条）」と記載し施行伺いを回議しており、再発防止に努めている。

- 2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部
（2） 監査実施日
ア 予備監査実施日 令和6年6月4日及び同月5日
イ 本監査実施日 令和6年7月17日
（3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の契約に当たり、契約書を作成していないものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	予備監査後のミーティングで情報共有を行った。 また、建設工事施行調書の備考欄に、建設業法上の工事に該当するか否かについて明記し施行伺い決裁ラインの複数の職員でチェックを行っている他、庁公舎業務の引継書に建設業法上の工事は契約書の作成が必要である旨を記載し後任者にも認識を共有していくこととしており、再発防止に努めている。

岩手県監査委員告示第17号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部
- （2） 監査実施日
- ア 予備監査実施日 令和6年5月29日から同年6月28日まで
- イ 本監査実施日 令和6年7月31日
- （3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
- （4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に伴う事務手続きに当たり、不適切な事務処理が複数件発生しており内部けん制機能が十分に働いていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、再発防止に向けた組織的なチェック体制を構築し、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	不適切な事務処理事案に係る研修会を実施し注意喚起を行うとともに、事務処理過程のチェック体制強化を図る観点から事業実施事前審査会様式に新たなチェック項目を追加した。 また、県土整備部としても速やかに適切な事務処理の確保に係る通知を発出したほか、公所長会議においても建設発生残土の処理の適正化について周知した。 さらに、令和6年10月1日付けで「建設発生土受け入れ地の確保に係る土地所有者（管理者）との協議等について」の通知を発出し、書面での所要の事務手続きを行うよう周知する等の再発防止を徹底した。

- 2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- （2） 監査実施日
- ア 予備監査実施日 令和6年5月16日及び同月17日
- イ 本監査実施日 令和6年7月10日
- （3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
- （4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
内部統制の取組に当たり、会計事務に係る任意点検項目として設定した発生防止策に十分取り組んでおらず、不適切な事務処理を複数件繰り返すなど、内部けん制機能が働いていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず	内部けん制機能を充実させるため、郵便物や許認可申請書類等は、管理課長が受領及びチェックをしたうえで担当者に配布することとし、その後の進捗管理を管理一覧表により管理課長が確認するほか、月に1回の課内ミーティング等により処理状況を確認するとともに課題などについて相談が行いやすい組織づくりを推進している。

わらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、組織的なチェック体制を構築し、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	
--	--

岩手県監査委員告示第18号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1（1） 監査対象機関名 ふるさと振興部ふるさと振興企画室
（2） 監査実施日
ア 予備監査実施日 令和6年7月5日
イ 本監査実施日 令和6年8月21日
（3） 監査結果の公表の日 令和6年10月8日
（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、1,074,480円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品登録を行い、備品管理一覧表を整理した。 また、再発防止策として室内職員への事例の共有を行ったほか、委託事業の支出の際に添付することとしている「委託チェックシート（支出伺用）」に項目を追加し、事例を知らない担当者もチェックできるようにしている。

- 2（1） 監査対象機関名 岩手県先端科学技術研究センター
（2） 監査実施日
ア 予備監査実施日 令和6年7月2日から同月31日まで
イ 本監査実施日 令和6年8月5日
（3） 監査結果の公表の日 令和6年10月8日
（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、556,308円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和6年度分は歳入科目について更正を行った。 また、行政財産における使用許可と貸付けの違いについて主管室課及び所内で改めて情報共有を図り職員による相互確認を徹底し、再発防止に努めている。

岩手県監査委員告示第19号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第4号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古高等看護学院
- 2 監査実施日
 - （1） 予備監査実施日 令和6年10月30日から同年11月29日まで
 - （2） 本監査実施日 令和6年12月23日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年2月14日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが14件、118,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった納期限について、会計規則に定められている内容（送付の日から15日以内）の遵守を所属内で共有した。 今後は、調定の起票時に発送日を明示しておき、複数の職員で確認することとし、再発防止に努める。

岩手県監査委員告示第20号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立産業技術短期大学校
- 2 監査実施日
 - （1） 予備監査実施日 令和6年11月28日から同年12月27日まで
 - （2） 本監査実施日 令和7年1月20日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、契約保証金の納付を免除するために締結した履行保証保険契約の保険金額を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	保証金額に誤りのあった保険契約書については、正しい金額のものを徴収し差替え済。 今後は、「委託チェックシート」により、担当者と総務総括によるダブルチェックを行うことにより、再発を防止していく。

岩手県監査委員告示第21号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古高等技術専門校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年11月13日
 - (2) 本監査実施日 令和7年1月9日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、重要物品管理表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	該当する所管換えを受けた車両について、重要物品登録を行い、重要物品管理票に掲載されていることを確認した。 また、備品管理一覧表の中から100万円以上の物品を抜粋し、最新の重要物品管理票と読み合わせを行うことで洩れがないことを確認した。 今回の指摘を踏まえ、今後は車両の受け入れを行った翌月に、反映された重要物品管理票を出力し、異動があった都度の確認を最優先に実行するとともに、重要物品に該当しない物品の削除及び万が一登録がない重要物品の登録等の追加業務については即時適宜に行うことを徹底していく。 さらに、翌年度6月に備品台帳と重要物品管理票を照合し、適正な事務執行に努める。 これらの内容について、定期的に職員会議で共有し、職員の意識を向上していく。